

令和4年大網白里市議会第3回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和4年9月14日（水曜日）午後1時00開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

黒須俊隆	委員長	土屋忠和	副委員長
上代和利	委員	山下豊昭	委員
蛭田公二郎	委員	小金井勉	委員

出席説明員

財政課副課長	内山義仁	財政課副課長	渡辺茂行
財政課主査 兼財政班長	久保崇	財政課副主査	加藤岡大祐
参事（総務課 長事務取扱）	秋本勝則	総務課副課長 兼選挙管理委員会書記長	古内晃浩
総務課主査 兼人事班長	高橋和也	総務課主査 兼行政班長	秋田谷知則

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	主査	山本卓也
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・ 陳情第5号 不正の感じがなくとも、入札監視委員会が必要なので、入札監視委員会を設置してもらうための陳情

(2) 付託議案の審査

- ・ 議案第1号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算（財政課）
- ・ 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・ 議案第5号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・ 議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（総務課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後 0時59分）

◎委員長挨拶

○副委員長（土屋忠和副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆様、ご苦労さまです。

アクリル板の関係で座ったまま失礼いたします。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が4件です。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いします。

○副委員長（土屋忠和副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 傍聴希望者ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第5号 不正の感じがなくとも、入札監視委員会は必要なので、入札監視委員会を設置してもらうための陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） これより当常任委員会に付託となった陳情の審査を行います。

陳情第5号 不正の感じがなくとも、入札監視委員会は必要なので、入札監視委員会を設置してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 それでは、陳情に賛成の立場から意見を申し上げます。

ここに2枚の陳情のうち、入札監視委員会の仕事はということについて、この1枚目の下から10行目ぐらいのところに書いてあるんですが、ここに書いてあるように、国土交通省ワーキンググループの資料の中で、こういうことを言っているということを陳情者は言っているんですね。

入札監視委員会の仕事は、入札に関係のない第三者の競争参加資格の設定、確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について、定期的な報告を、徴し、その内容の審査及び意見の具申等を行うと。こういうことが国交省のマニュアルの中にも書いてあるということなんですが、なぜこういう、国交省が作ったかということについても、陳情者は2枚目の最後のほうに書いてありますけれども、平成18年5月23日に閣議決定された、適正化方針により、そういう方針が求められるということを紹介しています。

この閣議決定というのは、もともと入札契約適正化法というのがあって、この法律に基づいて、平成18年5月に閣議決定したんですね。この閣議決定というのは、名称は公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針という閣議決定なんですね。これに基づいて、国を挙げて第三者の意見を聞きながら入札の適正化を図ろうと、こういうことが国を挙げて進められるという下で、陳情者は、これを本市においても進めていこうということですから、これ私は今の国の流れからして当然のことだというふうに思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、私からも一言。

一般質問で、私、財政課に質問をしまして、これまで当常任委員会で議論になってきた入札監視委員会と入札参加資格委員会の違いについて質問をしたわけです。それによると、幾つか大きな問題が何点かあるうち、一番違いは何かというふうに財政課長が言っていたのは、第三者機関なのかどうかということが一番違うんじゃないかと。

本陳情でも、その第三者機関という内容が書いてあるわけですがけれども、まず入札参加資格委員会は市の職員ですよ。副市長とか、課長を中心に行政の、要は身内で審査している中で、大変甘いものになってしまうこともあるし、見逃すことがあると。また、内容的にもあくまでも参加資格が満たしているかという、そういう審査ですので、内容的にそもそものこの入札でいいのかとか、そういう問題に触れるものではないということはもちろん押えて

おく必要があると思うんですが。

もう一つ、これまでの陳情審査、同様の陳情審査ということですね。この陳情でなくて以前の陳情審査の中で、議会のチェック機能もあるんじゃないかという、そういうお話があったと思うんですけども、この陳情者は、やっぱり第三者機関ということ考えたときに、議会倫理条例がないから、議会議員の中にもこれまでも本人が社長をやっていたり、あとは元社長をやっている奥さんが現社長をやっているとか、そういう入札に関して第三者ではない、そういう議員がいるということも、この陳情者は書いてあるんですけども、私もその政治倫理条例のようなものが必要だろうと、そういうふうに思っています。

現時点でそういうものがない中で、必ずしも完全な、完全第三者機関があるかという理解が、そういう疑念は少し残るものだというふうに思います。

そういうようなことが、私の一般質問の中で少し、今日ここで議論をするための前提として一般質問をして、私がいつかこれは取り上げたほうがいいというふうに感じたことが、この2点ですけれども、そういうことから、第三者機関である入札監視委員会、それが方針にあれば、より行政が適正な入札をするのには役立つだろうなど。あとは、本当に費用対効果等も必要なかどうかということ、行政が判断すればいいことなんだろうかというふうに私は思います。

それで、費用対効果という面でこの間議論した中では、前回、小金井委員がさらにいろいろ調べていただいて、本市と比べるとかなり大きな規模の自治体じゃないとつukれないのではないかと。これは実際にそういう傾向はあるなというふうに私も感じていますが、この陳情者の佐藤さんの調べた中では、20万円未満の運営費のこういう団体、自治体が6割というふうに書いてある中で、やり方によっては十分本市でもできるのかなということも感じております。

そういう意味からも、このような入札監視委員会があってもいいんじゃないか。議会として、この陳情を採択した上で、あとは行政側がどんなふうに判断するかは行政側に任せるというのが、これが市民のそういう陳情に対する態度としては、結構適正なもの、適切な考え方ではないかなと、そんなふうに委員長としては思います。

以上です。

何か言い残したことはございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、次に討論ですが、希望者はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) お諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で陳情第5号の審査を終わります。

◎議案第1号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長(黒須俊隆委員長) 続きまして、これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第1号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。財政課を入室させてください。

(財政課 入室)

○委員長(黒須俊隆委員長) 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第1号の説明をお願いします。

○内山義仁財政課副課長 財政課でございます。それでは本日の出席職員を紹介させていただきます。

私の隣が主査で財政班長の久保でございます。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○内山義仁財政課副課長 その隣が副課長の契約管財班長の渡辺でございます。

○渡辺茂行財政課副課長 よろしくお願いたします。

○内山義仁財政課副課長 その隣、財政班担当の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課副主査 よろしく申し上げます。

○内山義仁財政課副課長 最後、私、副課長の内山でございます。よろしく申し上げます。

なお、本日課長不在での対応となります。ご容赦のほどよろしく申し上げます。

それでは、以後着座にて失礼させていただきます。

説明に入ります。

本日は、議案第1号 一般会計補正予算（第4号）について審査をお願いするところでございます。

それでは、去る8月26日開催の全員協議会にてお配りいたしました、資料、9月補正予算案の概要、こちらに沿ってご説明させていただきます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ2億4,942万6,000円を追加し、予算総額を160億9,096万9,000円にしようとするものでございます。

主な補正の内容でございますが、まずは、地方創生臨時交付金に係る補正予算ということで、子育て支援、高齢者支援、事業者支援の3つの観点から所要額をそれぞれ追加計上することといたします。

今回、子育て支援分については、1点目に、給食費負担軽減対策として507万7,000円を新たに計上いたしました。コロナ禍において、物価高騰の影響を受ける保育・教育施設に対して、給食費の負担軽減対策を講じるべく、市内の民間保育施設等への支援金として188万8,000円。また、公立保育所及び小・中学校の経費増額分につき318万9,000円を、それぞれ計上するものでございます。

なお、当該事業は、現行の給食費負担額そのものを軽減するものではなく、今般の原材料の高騰に伴う補填分といたしまして、市内関係施設に対し支援を行うものとなります。

財源については、裏面2ページ下段に、3、その他主な歳入をお示ししておりますが、国費といたしまして、（1）地方創生臨時交付金780万円とあるうち、336万8,000円を活用し、残りの170万9,000円は一般財源で対応することといたします。

1ページにお戻りください。

次に、子育て支援分の2点目は、保育・教育施設における感染症対策につき522万4,000円を増額するものとなります。公立幼稚園におけるタブレットやテレビ等の購入及び子育て支援館への専用回線の敷設やLAN設定といったICT環境の整備費として322万4,000円。併せて公立幼稚園にあっては衛生用品等の購入費につき200万円を追加計上することといたします。財源は裏面下段の3、その他主な歳入で記載の（1）地方創生臨時交付金のうち140

万9,000円を国費として、また県費につき教育支援体制整備事業費補助金310万円をそれぞれ予定し、残りの71万5,000円を一般財源とするところでございます。

再び1ページ中段となりますが、次に高齢者支援として、介護予防冊子製作事業を実施するため、その所要額につき92万2,000円を新規計上いたしました。当該事業はコロナ禍において外出機会が減少している高齢者の体力維持向上に資するべく、ウォーキング情報や市内の史跡めぐり案内を取り入れた介護予防のための冊子を製作するものでございます。なお、本冊子の周知用チラシを作成いたしまして、市民の皆様にご覧するとともに、完成した冊子は市内公共施設に備え置くほか、市が実施いたします各種介護予防事業や関係団体を通して配布する予定です。財源については裏面、その他主な歳入にお示しの(3)介護保険事業費補助金61万4,000円のほか、(1)地方創生臨時交付金のうち20万4,000円を予定し、残り10万4,000円は一般財源で対応することといたします。

次に、1ページ下段でございますが、事業者支援として地域公共交通確保維持改善事業につき425万円を新たに計上いたしました。コロナ禍においては原油価格や物価高騰の影響を受けている公共交通事業者を支援し、市民の日常生活における移動手段の維持・確保するため、昨年度に引き続き市内事業者には1事業者当たり30万円、また、市内運行車両にはタクシー1台につき3万円、バス1台につき10万円をそれぞれ支援金として交付するものです。財源は地方創生臨時交付金281万9,000円を活用し、残りの143万1,000円は一般財源で対応することといたします。

続いて、2ページをご覧ください。

2、その他、主な歳出についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では、これまでに申し上げた地方創生臨時交付金に係るもののほか、主なものとして、まず災害対策事業につき655万9,000円を増額することとしております。これは四天木地区にある津波避難タワーへのより円滑な避難を可能とするため、道路に面する敷地の拡張を目的として隣接地の取得を行うもので、取得しようとする面積は約400平米となります。用地購入費を296万円計上するとともに、既存工作物の補償費として195万2,000円のほか、登記事務委託料や不動産鑑定手数料などの経費につき164万7,000円をそれぞれ見込んでおります。財源は全額一般財源となります。

次に、市営住宅管理費として244万8,000円の追加計上を予定しております。昭和35年から36年にかけて建築した宮谷住宅については入居者から払下げの意向を確認したところであり、さきに策定いたしました市営住宅のあり方についてに基づきまして、将来的な財産処分を進

めるため、必要な用地測量業務委託料として212万9,000円及び不動産鑑定手数料につき31万9,000円をそれぞれ見込みまして、財源を全額一般財源とするものでございます。

次の基金管理費ですが、補正額は2億4,673万6,000円の増額となります。次ページの上段でお示しのとおり、歳入につき（５）前年度繰越金を同額計上の上、今後の市債の償還に備え、減債基金に積み立てることといたします。

続いて３、その他、主な歳入ですが、（１）地方創生臨時交付金から（３）介護保険事業費補助金及び（５）前年度繰越金については、これまでにご説明のとおりでございます。

そして（４）介護保険特別会計繰入金ですが、こちらは前年度分介護保険特別会計の決算額確定に伴い、一般会計に繰入れを行うため3,166万8,000円を追加計上するものとなります。

最後に（６）の財政調整基金繰入金につきましては、今回の財源調整といたしまして4,535万8,000円を減額するものでございます。

以上が議案第1号 一般会計補正予算第4号の概要となります。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等があればお願いたします。

上代委員。

○上代和利委員 すみません1点だけ教えていただきたいんですけども、この1号議案の子育て支援の（２）ありますけれども、幼稚園、子育て支援館のICT環境の整備というのがあるんですが、もうちょっと具体的に分かれば教えてください。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○内山義仁財政課副課長 ICT環境の整備内容ということでよろしいでしょうか。

幼稚園4園あるわけなんですけれども、こちらに対しまして1園当たりタブレットを4台を配備します。液晶テレビ、テレビ台、プロジェクターをそれぞれ1台ずつ配備いたします。タブレットは園児の状況など各種記録、展示や行事などの資料作成等に使用したいと考えています。

また、テレビやプロジェクターは保護者の説明会や記録した行事などを映したり、そのような活用方法、またさらには園児たちにも動画を活用しての指導が実施できればというふう考えております。

以上です。

○上代和利委員 ありがとうございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、小金井委員。

○小金井 勉委員 2ページ目の（2）の市営住宅管理費なんですけれども、事業費については備考のほうにあるんですけれども、気になる点がありまして何点かお伺いします。

これ払下げ希望者があつたと、2名あつたと伺っておりますけれども、この用地測量業務委託、これと不動産鑑定料ということは、払下げに向けた業務を遂行するというところでよろしいですね。今その5軒並んでいますけれども、どことどこの、間抜きになって今度は、市は最終的にあの宮谷住宅をどのように考えているのか。2名しか希望がなくて、その間抜きになったところはどういうふうに考えているのか。この先どういうふうにしようと思っ
ているのか、そこら辺も考えがあれば。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○内山義仁財政課副課長 市営住宅のあり方というものを平成29年に策定しております。当然、建物の耐用年数30年を超えておりますから、入居者の撤去後に解体するということは方針として出ているところでございます。あわせて入居者が払下げを希望する場合は、払下げによる財産処分も検討するというような流れがまず大前提にございます。

その中で、間抜きになってしまうんじゃないかということでございますが、議員の言うとおり全部一括して対応したほうがいいのかというお話もあろうかと思えますけれども、それを待つと10年後ぐらいになってしまう可能性もありますので、払下げの希望があつたら間抜きにはなってしまうかもしれませんが、家屋の処分等も考えますと、払下げしていてもいいのかなというように考えているところでございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○小金井 勉委員 もう少し市でも早い対応でこれを考えていけば、対応の仕方が、流れがほかに選択肢がいろいろあつたのではないかと私は考えますけれども。今の入居者が、もう多分、私も知っているとおりに高齢なんです、皆様ね。お独り住まいされている方が多くて、それであればやはりそのまま、今10年後と言いましたけれども、10年前に宮谷のもう1個新しい市営住宅がありますよね。あそこが空いた順にそこを手配を優先的にしてやるとかなんとかで、今の段階になってすごく市には不利益が流れの対応と俺はなっていると考えますけれども。

やはり、こういうことは先に見えているので、今住んでいる方ももうどこへも行くところがないという方がほとんどです。この先どうするのかということをやはりきちんと前段で、

もっと10年前とかなんかに流れをお示ししたほうが、結局あと3人いますよね。3軒ありますよね。3軒の方が、変な話ですけども亡くなって、身内の方もお子さんも相続放棄とか、知らないよとかなんか言われたときにすごく困っちゃう話だと思うんですよ。

いろいろその中で今度は市側で、そういうところって行政でいっぱいあるんですよ。これ市側で葬儀を代行してあげたり、仮の話ですよ。ちょっと奥深い話になっちゃうけれども、私財を処分してあげたり、そういう費用とか様々な流れでつながると思うんですけども。何かもっと手前にそういう方向性を市でもアドバイス言い出してあげる流れがあれば、今要はここをきちんと測量して、区画をして、2区画だけを払下げすることでしょう、要は手続上。これこうしたって、最後市がそこをマネージしたところを持ったって何の価値もないです。だからそこが今度はまた管理費もかかる。

結局そういうことを考えると、市にもすごく負担というものが生まれてきちゃうんですよ。だからそのときになって場当たりのやるのではなくて、やはり見据えた流れの中でもう少しやるべきことがこの市営住宅においては、もう半世紀ですからね。半世紀以上たっているわけですから。桂山住宅とか白里地区の住宅も、本市は市営住宅がありますから、そういうことも、宮谷だけじゃなくて、そういうところも含めた中で、やはり副課長が市営住宅のあり方とおっしゃっていましたが、抜本的な流れの見方をもう少し考えたほうが私はよろしいかと思しますので、ぜひあまり市に不利益のないような、負担のないようなやり方も、今、様々な、財政逼迫する中、確かにこれ244万8,000円という金額かもしれませんが、そこに対してやっぱりお金かかっているんですが、これ、変な話、あそこのいなくなって解体費用が、あそこは12坪ぐらいですもんね。みんなだいたいね。面積が。増改築してあるけれども、本体自体は、多分、12坪ぐらいの家だと思うんですよ。分からないですよ。大体だから。あそこはみんな、増改築しちゃったんだよね。自分たちで。だから、ちょっと広くなっちゃっているけれども、本体自体はもともとは多分12坪ぐらいの大きさだと思うんですよ。

買換えにしても、まあ、今の現状、坪6万円にしても、貸借考えれば、そういうことをやっても、ね。

だから、当初だよ。これがだから、いろんな流れがあるのが遅いと思うんですよ。見据えた流れの中で、やっぱりやらないと、こういうことが生まれて、結局は、じゃ、間抜きした土地を、今度は延々と管理費用がかかっていくわけですよ。

絶対、間抜きした土地なんか絶対売れないですよ。払い下げは当然いいかもしれませんが。

払い下げでいいかもしれませんが、内容的には最後、あの宮谷、本当に俺なんかちっちゃいときから、やっぱりあそこで仲間もいたし、見ているけどね、もうちょっとその住居者にしっかりと、30年、35年が過ぎたときに、このいずれかは解体しますので、皆さん何とかこの10年間、5年から10年の間に考えてくださいと。移転を考えてくださいと。俺は言うべきだったんじゃないかなと思いますよね。

あれが一括して、変な話、みんな入居者からすれば、もちろん市で解体するわけじゃないすか。あそこの面積って、全体からするとあるじゃないですか。そうすればもう、すぐ売れますよ。

だから、これ、すごく何つうかな、最終的に市が……。だから、一般論からいうと、我々から言うと、本当に何かやっていることがちょっと、先を見据えない、今までの、まあいいかという流れの中でやってきちゃったことは、今になってちょっと不利益になっているんじゃないかなと。

確かにその住民においては、やっぱり住居する権利もあるんだが、それはそれでいいんだけれども、その次やアドバイスとかしてあげるんだ、つくってあげるのも行政じゃないかなと私は思うんですよね。

ちょっと話が長くなりましたけれども。

それに対して何か疑問があれば。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、副課長。

○内山義仁財政課副課長 今回、予算計上させていただいたのは、払下げというお話もあったけれども、また確定かどうかというのは、これからのお話になります。

そういったことから、この用地測量業務は、境界立会い、現況測量、分筆測量なども行うもので、払下げの希望者との交渉をするには、いずれも必要な、当然、業務となっております。

交渉が不調になった場合においても、境界は確定しておけば、また、交渉を始めるときもあって役立ちますし、個別の売却ができないよってなったときには、お話があったとおり将来的に更地として売却するという判断も必要となることから、そのときにはこのデータというのは使えるのかなということで、予算を計上した次第でございます。

以上です。

○小金井 勉委員 私からはさっき言ったように、一言言いたいのは、入居者に不便をかけないような心遣いも必要だし、市として不利益にならないような、先を見据えた流れも必要だ

と。要は、そういうことですから。

よろしく申し上げます。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、副課長。

○内山義仁財政課副課長 担当課として協議させていただきます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと関連質問なんですけれども、間抜けになるんですか。

今、ここで希望しているのはどこどこなんですか。

（「それ分からない」と呼ぶ者あり）

○内山義仁財政課副課長 強く希望している人が1人。絶対駄目だって人が1人という状況なんですけれども、その2人だと仮定した場合、道路に面しているところと、道路から1、2、3、4つ目……。

○委員長（黒須俊隆委員長） 1、2……、道路から数えて1と4。

○内山義仁財政課副課長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） それでこの1、2、3、4、5って、大体その面積はどのぐらいなんですか。その土地は。

○内山義仁財政課副課長 全体面積といたしましては2,176平米。

○内山義仁財政課副課長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） それを……。

○内山義仁財政課副課長 こんど、分筆しようとした辺りは180から200平米ぐらいの分筆と考
えます。

○委員長（黒須俊隆委員長） その1区画が。

○内山義仁財政課副課長 はい。そうですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 200割る33は。60坪ですか。結構広いですね。

その200が二五、十で1,000ぐらいでしょう。

（「割っちゃうんだ」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それで、市有地自身は、例えば史跡の看板が立っているところとかも市有地なんですか。

（「割っちゃうんだ」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 一番奥。1、2、3、4、5のさらに奥に、地下壕の前に看板が立ってたりするんだけど。

○委員長（黒須俊隆委員長） 階段があるじゃない。その脇辺りかその左側のほうの空き地。

結構な空き地だよ。その辺も市有地なんですか。

○内山義仁財政課副課長 見せに行ってもよろしいですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 暫時休憩します。

（午後 1時37分）

（午後 1時39分）

○委員長（黒須俊隆委員長） 再開します。

ほかの住宅もそうなんだ、あと白里のほうの市営住宅なんかもそうだと思うけれども、台風なんかで被害があったら、直さない、修理をしないで空いたところに移ってもらうという形で対応していたんじゃないかと思うんですけども、ここの5件も今、小金井委員の話だと大分高齢化しているなんて話だから、亡くなったりし空いたら移ってもらって、例えば1、2、3、4、5だと仮に手前からすると、そうしたらちょっとずつ移って行ってもらうって、最後、何て言うんですか、固まるようにするとかすればいいんじゃないのかなって思いますし。

（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） どうなんですか、そういう話にはなっていないですか。

○内山義仁財政課副課長 そういう話にはなっていないし、長年住み続けたというところもあるのかなというようには感じています。

○委員長（黒須俊隆委員長） 市はそういう交渉はしたけれども全然駄目だったんですか。

○内山義仁財政課副課長 そのような交渉までしたかどうか、ちょっとその点ごめんなさい、今現在把握していませんが。

○委員長（黒須俊隆委員長） あともう一つ聞きたいのは、仮にここで区画整理みたいな、何て言うんですか、違うな、用地測量をして、払下げが決定したとして、払下げを希望していない人はどうなんですか。この市営住宅の、何でしたっけ、何かをつくったと言っていましたよね。それによると、あり方によると、残りの3件はどうなるんですか。

○内山義仁財政課副課長 このまま住み続けていただく……。

○委員長（黒須俊隆委員長） そのあり方ではどこか途中で期限を切って、宮谷の東住宅に突っ込まれるとか、そういうことは一切書いていないんですか。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 住んでいる方の権利がありますので、住んでいる方の意思が一番重要かと思います。なので、強制的にこちらで移ってくださいということは、通常の

住宅の賃借にはあり得ない。

○委員長（黒須俊隆委員長） そうだとしたら、あくまでも説得しながら徐々に、空いたら空いたところにどんどん移ってもらって、例えば隣の家に引っ越し代出せば、移ってくれるというのは、それほど不当なことじゃないと思うんですよね。移ってもらって、それでそのまま……亡くなるまでと言ったら語弊があるけれども、その必要がなくなるまでその賃貸でその市営住宅を貸しておくことにせざるを得ないわけでしょう。だからその、全然見込みのないのに250万円もかけて、その測量をする必要はないんじゃないですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） いや、みんないなくなったら丸ごと測量すればいいでしょう。それを何かこんな計画立てて、高いんじゃないですか。

○小金井 勉委員 点は同じじゃないの、だって、みんな市のものだから、測量費ってのは変わらないよね。

○委員長（黒須俊隆委員長） 測量費、変わらないんですか。

○小金井 勉委員 変わらない、変わらない。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

○小金井 勉委員 点が同じだからね。同じじゃないか。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちなみに払下げの額っていうのは一般論的な、行政的な一般論で言うのとで幾らぐらいになるものなんですか。例えばその土地代ぐらいになるだとか、そういうのはどういうふうに考えているんですか。

はい、どうぞ。

○内山義仁財政課副課長 鑑定評価をするということで。

（「鑑定評価。手数料」と呼ぶ者あり）

○内山義仁財政課副課長 不動産鑑定手数料その金額が幾らかとはちょっと何とも……。

（「10万円ぐらい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） でも……、これはちょっと額が少ないけれども、不動産関係したって、これ、10年、20年引っ越さないんだからさ。売っちゃわないでしょう。10年、20年待って、やっぱり徐々に移ってもらって、例えば端から2軒だけ売るとか、手前から2軒売っていうなら分かるけれども、その1軒目と4軒目をいきなり来年再来年売るなんてことないでしょう。だから不動産鑑定する必要ないんじゃないの。

○内山義仁財政課副課長 払下げを強く希望された場合は、ここで売却金も考えて計上したということでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 何ていうか、そのあり方からする、考え方からすると、市の財政的に損しちゃうことやる訳にはいかないんじゃないの。

○内山義仁財政課副課長 まとめて売却した場合ですけれども、その際はやはり敷地全体を一体利用できるとか、公売による競争から売却価格が上昇するなどというメリットはもちろん考えられます。

公売するには現在の居住者全員が退去するまで待ってはいけません。また、宮谷住宅の耐用年数や、そのあとの解体費用等を考えますと、希望者がいれば個別であっても売却したほうが合理的ではないかというように判断したところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） いや、合理的じゃないんじゃないの。

（「でもね。じゃ」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小金井 勉委員 でも、今、おっしゃったように、今回の計上費は特段無駄なものじゃ、私はないと思います。いずれかは……、うん。これ、測量費じゃなくて、いずれかはやらなきゃいけないんだから、無駄なものでは、私はないと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 鑑定費は無駄じゃない。

○小金井 勉委員 だから、強く言っていたように、執行部が、強く希望された場合には、そこに対しての価格は出さなきゃいけない。ただ、この不動産鑑定料というのは必要になるんじゃないですか。31万9,000円。

○委員長（黒須俊隆委員長） いや、強く出されたって売る、売らないは市の問題でしょう。強く出されたら、やらなきゃいけないってっているんだから、在り方にはそういうふうな財産処分をする道筋が書かれているってだけであって、何か法律的に希望したら売らなきゃいけないとか、そういうこととは全く別な問題じゃないですか。

○内山義仁財政課副課長 そのとおりでございますが、交渉するにあってはその金額というのは準備というか、押さえておいたほうがよろしいかと思っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） いやそれはそのとおりだけれども、今交渉、今日あしたね、その2件だけに売ることを前提に交渉していいんですかってさっきから聞いたんですよ、それは市のほうが不利益にならないのかって、それを聞いているんですよ。

○内山義仁財政課副課長 市の判断といたしましては、合理的ではないかということでこの売却も検討しております。

○委員長（黒須俊隆委員長） よく分からないけれども、いいです。

ほかの内容について質問のある方はお願いします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 ちょっと事務的な話ですけれども、この概要の1ページの子育て支援食糧費負担軽減対策の民間保育所の数、公立保育所の管理などについて、箇所数を教えていただきたいと思います。

それから一番下の(4)の地域公共交通の事業者の数、タクシー事業者の数、それからタクシーの台数、バスの台数、これらについてご説明願います。

○内山義仁財政課副課長 まず、認可保育所でございますが、あさひ保育所、大竹保育所をはじめ、合計14保育所ございます。未公の幼稚園、認可外保育施設、こちらが木の花幼稚園等を合わせて3つ、公立保育園は、区分のとおり3つでございます。これが保育所になります。

続いて、バス、タクシーです。こちらにつきましては、まずタクシーが3業者ございます。一つ目、市内にあります秋葉タクシーは8台、つくもタクシー5台、市外の南総タクシーは12台、タクシーは合計、台数としては25台になります。路線バスでございますけれども、業者数といたしましては、今回の予算計上に当たっては5社、小湊鉄道が17台、九十九里鉄道3台、千葉中央バス7台、秋葉タクシー1台、これははまバスですね、秋葉タクシー1台、あと季美の森整形ということで、送迎を行ってくださっている1台、以上でバスとしては合計29台となります。

以上です。

○蛭田公二郎委員 引き続き、高齢者の冊子ですけれども、これは何冊作る予定ですか。それからどういうふうにご利用する予定か、説明いただきたいと思います。

○内山義仁財政課副課長 冊子数につきましては2,000部を考えております。

○蛭田公二郎委員 活用。

○内山義仁財政課副課長 活用ですか、こちらですけれども、雛形をちょっと持って来てはいるんですが、介護予防30日チャレンジルプロジェクトと題しまして、11のミッションを与えます。その11のミッションをクリアすると、ご褒美に、大変よくできましたシールを貼ってもらおうかなというような流れなんですけれども、そのミッションの中には、まずは介護予防について知るという知識を得てもらおう。続いて理想のセカンドライフを考えてもらいましょうということから始まりまして、最後のほうに行きますと最寄りの避難所まで歩いてみましようか、新しい趣味を見つけましようか、ミッション11、最後は、史跡を一つ見つけるということで、先般、印刷しました「先人往来」という史跡巡りでございます。これをあ

わせて2,000部用意しまして配布しようかなというように考えております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 2,000部、どうやって配布するんでしょう。

○内山義仁財政課副課長 配布方法ですけれども、まずはその冊子の周知用のチラシというものを作成いたしまして、市民の皆様へ地区回覧しようと考えております。周知内容としては、完成した冊子を市内の公共施設へ設置する旨と、また市が実施いたします各種予防事業、その他に各種団体を通して配布する予定でございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと蛭田委員の関連なんですけれども、この給食費、それとタクシー、バス助成、これまづ物価上昇分と書いてあるんですけれども、物価が幾ら上がって、幾ら野菜や米が上がったという、どういう計算でこの額が出てきたんですか。

○内山義仁財政課副課長 まず、今回の予算上におきましては、物価上昇率を3パーセント程度と見込ませていただきました。内閣府の予測では、2022年消費者物価指数が前年度比2.6パーセントぐらいだということで見込んでいたデータを基に、考えたところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） その3パーセントの試算で出した額というのは、その1年分の額なんですかこれは、それともどういう額なんですか、この今回の。

○内山義仁財政課副課長 まず保育所への支援につきましては、1年分で考えました。小・中のものの負担につきましては、半年単位になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと、タクシーについても、そもそもコロナ禍というよりは、戦争だとか、いろんなほかの理由だとか、今までもかなり原油が高くなったりしたこともかつてもあると思うんですけども、以前のタクシー、バス会社に、支援金、去年とおととしも出していると思うんですけれども、今回はどんな基準というか、そういうものとして出そうという判断をしたんですか。

○内山義仁財政課副課長 以前も価格高騰はコロナ禍以外のときもあったというお話ですけども、今回まさに価格高騰に合わせて考えたところと、関東運輸局長から、市宛てに、その辺を地方創生臨時交付金を活用して支援いただけないかというお願いとかもありましたので、このような形で支援させていただく方針を定めたところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 2ページです、その他の歳入です。もともとこの地方創生臨時交付金、今回780万円ね、子育てとか高齢者いろいろありました。令和4年の当初の交付金はクーポン券

になっているんですね、使うということで。その後、8月15日に1兆円ね、政府が打ち出して、その後さらにまた6兆円だか8,000億円だか出しましたけれども、それはまだ全然これからということだと思えるんですけども、今回の780万というのは、今まで来ていた分の中の部分になるんですか。ちょっとそれだけ説明してほしい。

○委員長（黒須俊隆委員長） 副課長。

○内山義仁財政課副課長 今のご質問でございます。今回財源として充てさせていただきましたのは、通常の地方創生臨時交付金とは別に、国が指定する国庫補助事業、そのうちの地方負担額、いわゆる補助裏補助だと言うんですけども、補助裏分を基礎といたしまして、地方負担額分の地方創生臨時交付金というものが算定されまして、それが交付されておりました。

当初から予算措置することも可能だったんですけども、この辺の情報が不確かなこともあったので、ちょっと見送っていたところなんですけれども、ここにきてそれが間違いなく算定されているということから、このたび補正の財源となっていたところでございます。

○蛭田公二郎委員 それだとその8月の1兆円はまだ手つかずで、それ以外の分というのは、今のところはもう交付金としてはそれはないということですね。結構です。

○内山義仁財政課副課長 はい、おっしゃるとおりです。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

山下委員。

○山下豊昭委員 3ページの（6）の財政調整基金繰入金のところですが、4,535万円を減額するということになっていますが、そうしますと、財政調整基金の減額した後は幾らになるのかというのは。

○内山義仁財政課副課長 9月補正可決していただいた後ということでございます。財政調整基金14億8,800万円。約でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますか。

よろしいですか。私から最後にもう一つ、2ページの災害対策費で、避難タワーを造るとき、さんざん同じような額で、早く造ったほうがその工事もあるだろうし、そう言ってもらってという話だったと思うんですけども、それはやれなくて、結局もうできちゃったわけですね。この円滑な避難を可能とするためって、今のままで十分円滑だと僕は思うんですけども、これは全く無駄な650万円だと思うけれども、何が円滑な避難のために役に立っているんですか。

○内山義仁財政課副課長 今回の避難タワーへの出入口というのは、間口が、ごめんなさい、正確に分らないですけども、3メートルから4メートルぐらいなのかなと思っております。

今回用地を購入することによって、道路に面した部分が全部進入口にできるようになる、そのように考えております。避難してきたときに出入りしやすくなる、避難しやすくなるというように考えております。避難できる間口を広げたい、そういう考えでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ここのタワーを使うような状況というのを想定されているんだけど、それは過去数千年一度も来たことない10メートル以上の大津波がドブんときたときに、50センチくらいの津波の高さでいくだろうと、そういう想定の下にできているタワーなわけ。海岸からもずっと遠くて、周りにも誰も住んでいないようなところで、一体、そこに何人の人が最大押し寄せて、今のままだと大混乱になるって想定しているのかを聞いているんですよ。例えば、車でみんな白里方面から避難してきて、それで大渋滞になって、そこで避難タワーのところにみんな車が突っ込んで、それで登るみたいなことを想定しているのか、もしそんなことを想定していたら全くナンセンスでね、その反対側の、例えば大三電気と交渉して、駐車場を借りる協定でも結んだほうがよっぽどいいわけです、これ一体何百人の人が押し寄せてタワーに登れないという、そういう想定をしているのかって聞いているんですよ。

○内山義仁財政課副課長 津波避難タワーは、100人程度の収容人数でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） で、何。だから、そんなところにいざ津波が来て、10人、20人が仮に押し寄せたからって、混乱なんか一切しないだろうと言っているんですよ、僕は。こんなところに650万もかけるなんて、どぶに金を捨てるようなものじゃないかと言っているのに対して、明確に、いや、そんなことはないんだと、こういう便利さがあるんだとかとか、そういうことを答えてほしいんですよ。

○内山義仁財政課副課長 先ほど申し上げたとおり、100人程度の収容人数であるわけですけども、白里地区の住民が当然避難されてくるのかなと、そのように考えております。白里地区につきましては、高齢化率が非常に高く、また、あわせてマイカーの所有率も高いことから、車椅子や車での避難が想定されます。避難口を拡張することで円滑な避難につながるものと、そのように考えた次第です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 全然イメージできないです。何十台の車椅子が同時に押し寄せるわけ。要は、ちょっと久保さんが本音で言ってみてよ、これは必要なかどうか。必要なんですか。財政課としては、これは要らないでしょう。これは安全対策課が必要だと言っているだけなんじゃないの。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 当然必要だと考えて、今回予算計上をして、予算計画をしております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

それでは、議案第1号についての審査を終わりにします。

財政課の皆さん、ご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（財政課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆さん、どうしますか。5分くらい休憩しますか。

（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） じゃ、7分間休憩で、10分から再開します。

（午後 2時03分）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、再開いたします。

（午後 2時10分）

◎議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議題第5号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題第5号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 大変お待たせいたしました。総務課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号、5号及び9号の説明をお願いいたします。

課長。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。まず、職員の紹介をさせていただきます。

私の隣、副課長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が人事班長の高橋でございます。

○高橋和也総務課主査兼人事班長 高橋です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） その隣が行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 秋田谷です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

総務課からは、本委員会に付託されました議案第4号、第5号及び第9号につきまして、随時概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

事前にお配りしております議案説明資料をご覧くださいと思います。

1の改正の趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、10月から職員が同一の子について育児休業を取得することができる回数、現在の原則1回から原則2回に緩和されることを受けまして、条例の一部改正を行うものでございます。

なお、条例の一部改正に当たりましては、国家公務員に係る改正に準じた内容となっております。

2の改正の概要ですが、（1）は育児休業再取得に係る特例の見直しとなります。

現行制度では、原則1回育児休業が取得できることになっておりますが、本条例第3条各

号に該当する場合には、再度の育児休業を取得できることになっています。分かりやすい事例でいいますと、保育所等に申込みをしていましたが、入所ができない場合などが該当いたします。この規定は、法律で育児休業の取得が原則2回と緩和されても、引き続き適用されますので、10月以降は、特例に該当する場合には、3回目の育児休業が取得できることとなります。

このことを受けまして、今回2か所改正となります。

1つ目のアですが、現行の第3条第5号におきまして、特別の事情として、育児休業の終了後、三月以上を経過した場合が規定されていますが、これにつきましては、原則2回まで取得できることになることから削除となるものです。

次のイですが、現行の第3条第8号において、非常勤職員の任期更新や継続採用時には、再度育児休業が取得できる規定になっておりますが、この職員の範囲を任期を定めて採用された職員に改正することにより、非常勤職員に加えて任期付職員も対象にしようとするものでございます。

(2)は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和となります。

現行制度では、非常勤職員の男性職員が、配偶者の産後休暇期間中に育児休業を取得することができる職員は、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかでないこととなっておりますが、現在1歳6か月となっている期間を、子の誕生日から8週間と六月を経過する日までに緩和するものでございます。

(3)は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化となります。

現行制度では、非常勤職員の1歳以降の育児休業の開始地点が1歳と、または1歳6か月時点に限定されていますが、開始時点を柔軟化することにより、夫婦途中での交代を可能にするなど、柔軟な育児休業の取得を可能とするものでございます。

3の施行日でございますが、令和4年10月1日となります。

続きまして、議題第5号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

1、改正の趣旨ですが、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことから、これに準じた改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、今回改正されます内容は、自動車の借入れの1日の単価、現行1万5,800円を1万6,100円に、自動車の燃料費の1日の単価、現行7,560円を7,700円に、ビラの作成1枚当たりの単価、現行7円51銭を7円73銭に、ポスターの印刷費1枚当たりの単価、

現行525円6銭を541円31銭に、ポスター作成計画・企画費1件当たり、現行31万500円を31万6,250円に改正しようとするものです。

今回の引上げの理由ですが、消費税の増分と物価等の変動を考慮したものと伺っております。

3の施行日は、公布の日からとなります。

なお、千葉県及び近隣市の改正状況ですが、千葉県及び茂原市は、第2回定例会において改正済み、千葉市、山武市、八街市は、本市と同様、第3回定例会で上程をし、東金市につきましては、令和5年第1回定例会に上程予定と伺っております。

最後に、議案第9号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご説明いたします。

1の趣旨ですが、当該組合を組織する団体の数の増加及び当該組合同約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容ですが、四市複合事務組合から、千葉縣市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、公平委員会に関する事務について共同処理したい旨の依頼があったことから、所要の改正を行うものでございます。

3の施行日でございますが、令和5年4月1日となります。

以上、総務課が所管いたします議案3件の概要でございます。審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問等があればお願いします。その際は議案番号をお示してください。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 議案第5号ですが、今回の改正は公職選挙法が改正されたことに伴って、これに準じて引き上げることなんですが、実際に、今ここに表がありますがけれども、現行の額、例えば自動車の借入れが1日当たり1万5,800円、これが改正後は、公職選挙法の改正に準じて1万6,100円になるということですがけれども、実際に本市の市議会議員選挙などで、実績としてどういうふうになっているかというのは、数字で示すことができるということか。そういう数字があれば、教えていただきたいと思ひます。

○古内晃浩総務課副課長 今ご質問のありました自動車の借入れについて、前回の市議会選挙

の分のデータが今、手元にあるんですが、前は候補者が25名いらっしたんですが、このうち限度額の請求があった方は13件ございました。

○蛭田公二郎委員　じゃ、ちょっと一個いい。限度額を超えた方が……

○古内晃浩総務課副課長　限度額より、さらに超えて契約している方ですか。

○蛭田公二郎委員　予算をね。

○古内晃浩総務課副課長　それはお二人ですね。

○委員長（黒須俊隆委員長）　何件中。

○古内晃浩総務課副課長　候補者が25名おまして、そのうち限度額の請求があったのが13件、さらに限度額より実際は超えた契約をしている方はお二人です。2件ですね。ただ、支給されるのは限度額でございます。超えていても限度額まで支給される。

○蛭田公二郎委員　今のは自動車の借入額ね。それ以外のところも分かりますか。

○古内晃浩総務課副課長　ほかは、運転手の雇用については、限度額の方は……

運転手の雇用は関係ないですよ。

関係なし。はい、すみません。燃料の供給は、限度額に達した方はいらっやらない。ポスターの作成については、限度額に達した方は2件ですね。ビラのほうは、ビラの作成については13件、限度額の方が13件。

限度額が13。超えてない。

ビラの作成については、限度額より超えて、実際は契約している方は多数いらっやいます。

たくさんいる。

○委員長（黒須俊隆委員長）　いいですか。

ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長）　じゃ、私から関連で、今の5号議案だけれども。

その自動車借入れとか、大きくしたり豪華にすればするだけ幾らでも何百万円でも何千万円でもかかるんだから、公費負担の額を増やせば増やすだけその限度額ぎりぎりの額で、この額でお願いしますって業者に頼むんですよ。それが、その限度額を超えた13件のうち11件は限度額ぴったりだということが、おかしいでしょ。こんな消費税まで含めてぴったり合うなんていうことはあり得ないですよ。それはもう限度額でお願いしますというふうに業者に頼むから、業者が、あ、それでいいよというそういう話なんですよ。

物価が高くなったとか消費税が上がったとか関係なく、この額が適正なのかどうかと、そういうことなんです。高くすればするだけね、そういう値段になっちゃうというのがこの自動車の借入れなんです。

一方、ポスターなんて2件しか、その限度額に達したのではないわけで、それはどういうことかと言うと、ポスター代はどんどん安くなっているんです、印刷費は。だから、全くこの物価とか消費税が上がったからポスター代が上がっているという、先ほど蛭田議員は公職選挙法と言ったけれども、施行令の話で公職選挙法でも何でもありませんよ、これは。単なる参考意見みたいなものですよ、これは施行令は。だからそういう意味では、ポスター代が、物価が下がっているんです、むしろ。下がっているのに上げようとしているんですよ。

これは全員協議会の中で物価が上がっているというふうに課長が説明したけれども、これは誰が言っているんですか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 国会の議論の中で、総務省のほうで物価の変動については、一般社団法人の経済調査会をもとに、その調査を基に行っているということと、これは、国会の質問趣旨に対する回答でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） あまりに何かざっくりとした意見で、私は具体的にポスター代が下がっているんだろうと言ったんだけど、課長も下がっていると思うでしょう。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 今回はその個人的な意見でどうこうということではなくて、あくまでも、主として公職選挙法施行令の一部改正を準じた形での引上げをということで行っております。物価の話につきましては、先ほどもちょっと財政課も、消費者物価指数、2020年との比較では2.6パーセントほど上がっているという話がありましたけれども、確かに、ガソリン代とか身近なものは上がっているとは、個人的にも実感はしているんですけども、個々のものについても、人件費だとか輸送費だとかいろいろなものが絡んできていると思いますので、ある程度の物価上昇というのはあるのかなということは、もう個人的には実感はしておりますが、あくまでも、市としては先ほど言いましたように、施行令に準じた形での改正をということで、今回提案させていただいているところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） これ、その交付税も何も措置もないわけで、全額、市の市税から払われるわけですよ。だから、その施行令がどうのこうのなんて言っている場合じゃなくて、これだけ、全部、市民の血税から出るんだから、物価が上がっているのか上がっていないのか、そのくらい課内で調べるとかで調査すればいいわけで、例えば、前回かの選挙のとき、今財政課にいる久保さんがかなり細かい資料を作成して調べて、私、情報公開で見せて

もらったんだけど、何ともひどい話で、ポスター代だって、もう半額で十分ですよ、半額、半額以下、10分の1でもいいぐらいですよ。そういうような状況の中で、いつもいつもね、市長選挙の前になるとこれ助成金つくったり値段上げたりね、3回続けてやっているんですよ。一体どういうことなんだ、この金坂市長は。自分の選挙の前になるとちびちびこうやって、血税をあわあわだってこんな、自分の選挙のための費用を上げて、ひどい話だと思いませんか。我が市では、印刷費は安くなっているからこれは見送りましょうって、何で言わないんですか。おかしくないですか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 先ほども回答したとおりでございます。

あと、改正の時期でございますけれども、国のほうでは参議院選挙、この前に、物価を調査した中で、改定を3年ごとに行っております。たまたま今回はその3年、参議院の年と、市長選挙が同じという形になったというふうに理解をしていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） いや、国、国って国がやれって言っている内容でも何でもなくて、こんなのやらなくたって全然問題ないわけですよ。実際、町村はやっていないわけですね。なぜこんなことやるんだという、これは平行線だから、今ここで議論する話じゃないから、ここでやめておきますけれども、この物価が上がった、消費税が上がったって言ったって、ポスター代が大きく下がっているし、あと、この間、不正にガソリン代を請求していたのか、オンブズマンの調査でもどんどんばれちゃったから、もうこのガソリン代を満額請求する人っていうのはほとんどいなくなったんですよ、全国で。そのぐらい高いんですよ、ガソリン代が。だから、もう全く上げる必要ないものを上げているんだということを私は言っているんです。これぜひ、考えてみてください。考えたからってこの議案はもう出ちゃっているからしょうがないですけども。また、次、消費税が上がったらまたきっと上げるだろうと思うからね。ぜひ、ちゃんと自分たちの、何というんですかね、優秀な頭脳を持っているんだから、自分の頭で考えて、これ、上げるか上げないか決めてほしいと思いますよ。

はい、終わります。

ほかに。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 議案第9号ですけども、これは4市複合事務組合のほうから申出があったということで、改正するという、規約の改正をするということなんですけれども、これは県の市町村組合事務組合というのは、54市町村みんな入っているのと、一部組合が今加入し

ているところもあって、一部組合の今入っているところに、この4市複合事務組合が入るといことの変更だということですね。そのための規約の改正ということですね。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 現在、千葉縣市町村総合事務組合というこの一部事務組合に加入しておりますのは、県下の54市町村、そして、県内にある一部事務組合が37の一部事務組合がございまして、そこは加入しております。あと、1広域連合、こちらが加盟しておりますので、全部で92団体がこちらのほうに、今、千葉縣市町村総合事務組合の組織の団体となります。ここに新たに4市複合事務組合が加わりたいという申出がありますので、加われば、一部事務組合が37から38に増えるという形になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、担当課の皆さんはご苦労さまでした。退席していただいて結構です。

（総務課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第1号 令和4年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 この公費負担というのは、経済的理由で履行できないということのないように、公費負担というのは制度としてあるんですけども、実際に各市町村ごとに違いもあるかと思うんですよね。今回私聞いたのは実際にどれだけですかと言ったら、いや、限度額を超えているのが何名とかとありましたけれども、もともと今回の条例の改正については、実態はどうだということではなくて、施行令、公選法の施行令が変わったことによってそれで準じて変えるんですよということなので、私は今の現行でとてもやれないという水準であれば、これは負担の見直しというのは必要なんだと思うんですが、現行でやらないということで、ないというふうに思うんですね、先ほど聞いたところでは。それで、先の話に出たように、それが、即市民の税金にかかるということからすれば、安易に施行令が変わったからといってそれに準じてやる必要はないんじゃないかというふうに思いまして、この議案については反対します。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに、ご意見ご討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、議案第5号について採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成総員。

よって、議案第9号を原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（黒須俊隆委員長） 次にその他ですが、何かございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（土屋忠和副委員長） 以上をもちまして、総務常務委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でございました。

（午後 2時37分）